

# 千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱

平成 9 年 4 月 1 日施行

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日施行

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、千葉市道路占用料条例（昭和 30 年千葉市条例第 33 号、以下「条例」という。）及び千葉市占用料条例施行規則（平成 9 年千葉市規則第 28 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料の減免)

第 2 条 条例第 5 条の規定による占用料の減額又は免除については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 占用料を免除するもの

ア 条例第 5 条第 1 号に掲げるもの

国の行う事業及び地方財政法第 6 条に規定する公営企業に係る占用料。

なお、前記以外の地方公共団体の行う事業に係る占用料は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項により徴収することができないものとされていることから、国及び地方公共団体が行なう事業のための占有物件に係る占用料は全て徴収しないこととなる。

イ 条例第 5 条第 2 号に掲げるもの

(ア) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行なう鉄道施設

(イ) 鉄道事業法第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等の引込線）及び同条第 5 項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）に係るもの（主として地下鉄の形態により鉄道事業を経営するものの保有する鉄道等に係るものを除く。）であって、道路が鉄道等の敷地を無償で使用する場合

なお、軌道法に基づく軌道に係る占用料は、軌道法に基づく命令が未制定のため徴収できない

ウ 条例第 5 条第 3 号に掲げるもの

公職選挙法による選挙運動のために使用する物件

エ 条例第 5 条第 4 号に掲げるもの

(ア) 街灯（アーチ型のものは除く。）

(イ) 農道、林道その他の公共用通路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）

オ 条例第 5 条第 5 号に掲げるもの

(ア) 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条

第 11 号に規定する応急仮設建築物

- (イ) 道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱
- (ウ) 占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱
- (エ) 公共的団体が設置する有線放送電話柱
- (オ) 公益法人が設置する有線テレビ(CATV)電柱及びその支柱、架空の道路横断電線及び各戸引込電線
- (カ) 公共的団体又は電気事業者（小売電気事業者及び特定卸供給事業者を除く。）若しくは電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線（ただし、電気通信事業者が設けるものであっては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）
- (キ) ガス、電気、電気通信（認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。）、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
- (ク) 公共的団体が設ける水管及び下水道管
- (ケ) 郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に取付けられたもので、1店舗1個に限る。）
- (コ) 無料で不特定多数人に解放している公園、広場及び運動場
- (サ) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
- (シ) カーブミラー
- (ス) くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件
- (セ) バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所
- (ソ) タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随するベンチ及び上屋
- (タ) 地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件。ただし、地上権等設定の際占用料徴収を前提としている場合はこの限りでない。
- (チ) アーケード及びアーケードの下吊り看板（1店舗1個に限る。）
- (ツ) 電波障害によるテレビ受信難の解消のための有線受信施設
- (テ) 団地自治会等で管理している簡易水道管、下水道管、住居表示板その他これに類するもの
- (ト) 祭典、縁日等慣行により臨時に設ける露店等
- (ナ) 沿道家屋から道路に出入りする通路
- (ニ) 私道を道路に接続するための通路
- (ヌ) 歩行者の休憩の用に供するベンチ
- (ネ) 河川区域と区域が重複している道路（河川沿いの道路、橋りょう）の占用において河川法に基づく占用の許可を得ている物件

- (イ) (単独地中化関係) 道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化の推進の観点から令和3年4月1日以降に新たに占用許可を受けて地中に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。下記(ハ)において同じ。)
- (ハ) (単独地中化関係) 電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から令和3年4月1日以降に新たに占用許可を受けて地中に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分な物件
- (ヒ) 法第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設については、令和4年4月1日から令和13年3月31日までの間、占用料を免除する

(2) 占用料を減額するもの及び減額後の占用料

ア 条例第5条第4号に掲げるもの

- (ア) 駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場に係る物件……条例第2条に定める占用料の額に25%を乗じて得た額

イ 条例第5条第5号に掲げるもの

- (イ) 民営の水道事業(専用水道事業を除く。)に係る占用物件……条例第2条に定める占用料の額に50%を乗じて得た額
- (ロ) バス停留所標識、タクシー乗場標識……条例第2条に定める占用料の額に50%を乗じて得た額
- (ウ) 駐車場(駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。)及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具……条例第2条に定める占用料の額に50%を乗じて得た額
- (エ) 公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加している電気事業者又は認定電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱……条例第2条に定める占用料の額に50%を乗じて得た額
- (オ) 公益法人が設ける有線テレビ(CATV)の架空道路縦断電線……条例第2条に定める占用料の額に50%を乗じて得た額
- (カ) (単独地中化関係) 道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化の推進の観点から令和3年3月31日までに占用許可を受けて地中に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。下記(キ)において同じ。)……条例第2条に定める占用料の額に9分の1を乗じて得た額
- (キ) (単独地中化関係) 電線類が上空に設置されていない道路において、無電

柱化の推進の観点から令和3年3月31日までに占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件……条例第2条に定める占用料の額に9分の1を乗じて得た額

- (ク) 電線共同溝に伴う連系管路（無電柱化推進計画においては、連系設備）及び路上に設ける変圧器……条例第2条に定める占用料の額に9分の1を乗じて得た額
- (ケ) 電線共同溝に伴う柱状型機器……「路上に設ける変圧器」として条例第2条に定める占用料の額に9分の1を乗じて得た額
- (コ) 電柱、電話柱等に添架される巻看板……「看板（アーチであるものを除く。）」として条例第2条に定める占用料額に50%を乗じて得た額
- (サ) 工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局……条例第2条に定める占用料の額に30%を乗じて得た額
- (シ) 共同収容を利用して、電線の芯線の一部のみを所有し、道路占用許可を取得する場合の当該電線の芯線の一部……条例第2条に定める占用料の額に3分の1を乗じて得た額
- (ス) 令第7条第2号に掲げる工作物の設置に併せて、占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合……条例第2条に定める占用料の額に10%を乗じて得た額（別に定める減額率は適用しないものとする。）
- (セ) 都市再生特別措置法施行令第17条に掲げる以下の施設等の設置に併せて、占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定等）が行われる場合……条例第2条に定める占用料の額に10%を乗じて得た額（別に定める減額率は適用しないものとする。）
  - a 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
  - b 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
  - c 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの。
- (ソ) 国家戦略特別区域法施行令第24条に掲げる以下の施設等の設置に併せて、占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定等）が行われる場合……条例第2条に定める占用料の額に10%を乗じて得た額（別に定める減額率は適用しないものとする。）
  - a 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
  - b 標識、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
  - c 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

- d 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
- e 次に掲げるもので、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し（国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
  - (a) 広告塔、街灯その他これらに類する工作物
  - (b) 露店、商品置場その他これらに類する施設
  - (c) 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ
- (タ) 令第16条の2に掲げる工作物、物件又は施設等の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定等）が行われる場合……条例第2条に定める占用料の額に10%を乗じて得た額（別に定める減額率は適用しないものとする。）
  - a 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
  - b ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの
  - c 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの
  - d 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの
  - e 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
  - f 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの
    - (a) 広告塔、街灯その他これらに類する工作物
    - (b) 露店、商品置き場その他これらに類する施設
    - (c) 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ
- (チ) 令第16条の3に掲げる工作物、物件又は施設（防災拠点自動車駐車場に設ける物件）……条例第2条に定める占用料の額に10%を乗じて得た額
  - a 広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看板であって、災害時において住民その他の者（以下「住民等」という。）に対する災害情報の伝達の用に供することができるもの
  - b 次に掲げるもので、災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができるもの
    - (a) ベンチその他これに類する工作物であって、物資の保管その他災害応急対策（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。以下同じ。）の実施に資する機能を併せ有するもの
    - (b) 貯水槽その他これに類する施設
    - (c) 太陽光発電設備及び風力発電設備

(d) 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路における防災拠点自動車駐車場又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附屬地における防災拠点自動車駐車場に設ける食事施設、購買施設 その他これらに類する施設（高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

c 備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。）その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

（「一時的に設けるもの」の扱い）

第3条 条例別表に定める「広告塔」及び「看板（アーチであるものを除く。）」のうち、「一時的に設けるもの」は、「一時的に設けるもの」の占用料が「その他のもの」の1年の占用料を超える額となる1年未満の期間までとする。この場合、「一時的に設けるもの」の占用料のうち「その他のもの」の1年の占用料を超える額を免除するものとする。

2 条例別表に定める法第32条第1項第6号に掲げる施設、「旗ざお」及び「幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）」のうち、「祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの」は、「その他のもの」により算出した同期間の占用料を超えない期間までとする。

3 条例別表に定める令第7条第8号に掲げる施設及び同条第9号に掲げる施設中「その他のもの」（占用物件）の「一時的に設けるもの」は、「その他のもの」（占用期間）により算出した同期間の占用料を超えない期間までとする。

（補則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、占用料の徴収に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の道路占用料徴収事務取扱要綱は、平成19年4月1日以後の期間に係る道路の占用について適用し、同日前に係る道路の占用については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の道路占用料徴収事務取扱要綱は、平成20年4月1日以後の期間に係る道路の占有について適用し、同日前に係る道路の占有については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の道路占用料徴収事務取扱要綱は、平成21年4月1日以後の期間に係る道路の占有について適用し、同日前に係る道路の占有については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の道路占用料徴収事務取扱要綱第2条の規定は、平成23年4月1日以後の占有に係る占用料の減額又は免除について適用し、同日前の占有に係る占用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の道路占用料徴収事務取扱要綱第2条の規定は、平成26年4月1日以後の占有に係る占用料の減額又は免除について適用し、同日前の占有に係る占用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成28年4月1日以後の占有に係る占用料の減額又は免除について適用し、同日前の占有に係る占用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成31年4月1日以後の占有に係る占用料の減額又は免除について適用し、同日前の占有に係る占用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和3年4月1日以後の占有に係る占用料の減額又は免除について適用し、同日前の占有に係る占用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和4年4月1日以後の占用に係る占用料の減額又は免除について適用し、同日前の占用に係る占用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和5年10月1日以後の占用に係る占用料の減額又は免除について適用し、同日前の占用に係る占用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和7年4月1日以後の占用に係る占用料の減額又は免除について適用し、同日前の占用に係る占用料の減額又は免除については、なお従前の例による。